

令和6年度館林市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年6月20日制定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために策定する。

2 用語の定義

この方針において使用する用語の定義は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、市の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設のうち物品等の調達が可能な施設とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター

- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項に基づき、国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

- (3) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
 - イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- (1) 物品
 - ア 食品類（パン、クッキー、コーヒー等）
 - イ 印刷物類（名刺、シール、チラシ等）
 - ウ 日用品類（布製品、木工品、陶器等）
 - エ 農作物類（花卉、野菜等）
 - オ その他、障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
 - ア 施設・公園等の除草、清掃作業や資源回収等
 - イ 軽作業（袋詰め、封入、包装等）
 - ウ クリーニング、リネンサプライ
 - エ その他、障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の目標

調達目標を、次のとおり設定する。

令和5年度に障害者就労施設等から調達した物品等の実績額を上回る

7 調達の推進方法

- (1) 保健福祉部社会福祉課は、障害者就労施設等が提供する物品等の情報を収集し、これらの情報を基に各部署に対し情報を提供する。
- (2) 各部署では、障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適切な執行に配慮しつつ、調達の推進に配慮するよう努める。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この方針を策定又は見直しをした場合は、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、概要を取りまとめ市ホームページ等により公表する。

9 調達方針の窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉部社会福祉課とする。

館林市における障害者就労施設等から調達した物品等の実績額調べ

(令和6年6月20日現在)

年 度	金 額
平成30年度	2, 5 5 7, 6 8 7 円
令和元年度	3, 2 1 6, 8 6 3 円
令和2年度	2, 7 7 8, 4 5 0 円
令和3年度	3, 6 1 8, 6 8 1 円
令和4年度	3, 2 1 3, 8 3 8 円
令和5年度	2, 9 2 1, 9 3 8 円